

基準 1 1

2023/12/24作成

1 1 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2 (4)、(5) 及び (6) にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

▼令和 5 年 9 月 28 日事務連絡

1. 改正の要点

(2) 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、小学校における専科指導優先実施教科（算数、理科、体育又は外国語）に相当する中学校教員養成課程（数学、理科、保健体育又は英語）を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

3. 留意事項等

(2) 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例について

- ① 小学校教員養成の認定を受ける学科等は教員養成を主たる目的とした学科等でなければならないが（基準 2 (6)）、本特例の活用により、中学校の数学、理科、保健体育又は英語の認定課程を有する学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ小学校二種免許状の認定を受けることが可能となること。
- ② 認定を受けようとする教職課程の授業科目の開設に当たっては、基準における義務教育学校種間での共通開設の特例（基準 4－8 (2) v)、viii) 等）を活用することが考えられること。なお、その際はいずれの学校種にも対応できる授業科目として適切な内容を検討すること。